

入札参加者の心得

(総則)

第1条 五泉市の発注に係る業務委託の入札に当たっては、別に定めるもののほか、この心得を承知してください。

(入札辞退の自由)

第2条 入札参加者として指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでの間、いつでも入札を辞退することができます。ただし、初度の入札を辞退した者は、再度の入札に参加することはできません。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を市長（担当課）に提出してください。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を直接入札執行者に提出してください。

2 前項各号により入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはありません。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たって競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札執行者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

2 入札参加者が1名の場合は、当該入札を中止することがあります。

(代理人)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前にその旨を証する委任状を入札執行者に提出しなければなりません。この場合の入札書は、委任者（法人の場合は法人名及び代表者氏名）と代理人の氏名を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札の方法)

第6条 入札書の提出は、封筒に封入し、その封皮に必要事項（作成例参照）を記入してください。

2 提出済みの入札書は、いかなる事由があっても引換え、変更又は取消しはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は委任状の提出がない代理人の行った入札

(2) 定められた入札保証金を納付しなかった者又は入札保証金に代わる担保を提供しなかった者の行った入札

(3) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(4) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(5) 入札書に記名押印がない入札

(6) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の行った入札

(7) 同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ねた者の行った入札

(8) 同一事項の入札について代理人が2人以上の代理をして行った入札

(9) 入札に関し不正の行為をした者の行った入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、通知した場所において入札終了後直ちに入札参加者の面前で行います。

(再度入札)

第9条 開札の結果落札に至らない場合は、直ちに第1回の入札参加者により再度の入札を実施しますが、再度入札の執行回数は原則として1回とします。また、再度の入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(落札者の決定の特例)

第 11 条 開札の結果次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としません。

(1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき。

(2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。

2 前項の規定に基づき最低の価格で入札した者を落札者としません。予定価格の範囲内で申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(落札者の取消し)

第 12 条 落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すものとします。

(1) 落札者が契約を辞退したとき、又は指定した期間内に契約を締結しないとき。

(2) 入札に際し不穏不正があったと認められるとき。

(3) 法令及び規則に違反する事項が生じたとき。

(契約の締結)

第 13 条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、別に定める場合を除き、別に定めた契約書に記名押印のうえ、関係書類と共に市長（担当課）に提出してください。

(契約保証金)

第 14 条 契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保を提供しなければなりません。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りではありません。

(異議の申立て)

第 15 条 入札をしたものは入札後、仕様書及び関係書類についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(入札執行職員の指示)

第 16 条 入札者は、入札執行職員の指示に従って入札しなければなりません。

(その他)

第 17 条 その他入札に関する必要な事項は、五泉市契約事務規則に定められています。